

平成30年
冬号

サポートセンターだより

伊丹市千僧1-1
(072) 784-7820

JKビジネス・デート援助交際の危険

～得るモノより失うモノの方が大きい～

「JKビジネス」(女子高生を「JK」と略して商品化し、性を売り物とする新たな営業形態)により、18歳未満の子供が重大な犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。

兵庫県では、青少年愛護条例(平成30年10月1日施行)により、青少年に関わることがふさわしくない「リフレ」「見学・撮影」「コミュ・散歩」「ガールズバー(水着など特定の衣服を着用したもの)」といった営業について、「有害役務営業」と規定し、青少年を客に接する業務に従事させることを禁止しています。

また、SNSを介して知り合った大人と「デート」をすることで報酬を得るいわゆる「デート援」も急増しています。手軽なアルバイト感覚で手を出す少年が後を絶たず、18歳未満の子供が児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭う事案も発生しています。

「JKビジネス」や「デート援」などに「簡単にお金がもらえるから」と安易な気持ちで手を出し、自分自身の性や価値を売り物にすることは、犯罪の被害への遭遇や、少年の心身を害し、健全な成長を妨げる可能性があります。

被害者にならないために…

JKビジネス・デート援助交際には…

関わらない

誘われても…

はっきり断る

個人情報をお教えしない



悩んだら「相談する！」

万一、JKビジネスに巻き込まれたり巻き込まれそうになったときは、悩まず、信頼できる大人に相談しよう！

【兵庫県警の相談窓口】

警察相談電話

☎#9110

県警本部少年課ヤングトーク

☎0120-788-109



☆サポートセンターの活動紹介☆

9/26、川西市の一庫ダムで立ち直り支援活動(学習支援)を行いました。

あいにく雨模様でしたが、自然の中、普段とは違う少年の様子を見ることが出来ました！



鹿がお出迎え♪

